

教育新聞社發行

青年用新憲法讀本

## 目 次

### 第一章 新憲法の精神

新憲法の作られたわけ

新憲法の精神

自由主義

民主主義

世界平和

一一

### 第二章 天皇の御位置と日本の國體

日本の主權 — 日本の國體 — 國民の總意 — 天皇の御仕事 — 天皇の御相續

一六

### 第三章 戰爭の放棄

武器の放棄 — 外國を信頼せよ — 國際連合

二三

### 第四章 國民の權利と義務

基本的人權 — 平等權 — 自由權 — 請求權 — 參政權 — 権利と義務との關係

二六

### 第五章 民主主義政治の實際

三權の分立 — 國會と政府 — 地方自治 — 裁判所 — 憲法の尊重

四二

### 第六章 新憲法の生かし方

民主主義の體得

五六

### 附錄 日本国憲法全文

## 青年用新憲法讀本

教育新聞社發行

文部大臣 田中耕太郎閣下お話  
學校教育局長 日高第四郎閣下お話  
社會教育局長 柴沼直閣下お話  
教科書局長 有光次郎閣下お話  
文部事務官 西村嚴先生共著  
文部事務官 木田宏先生共著

## どの國にも適用する原理

文部大臣 田中耕太郎

日本は昭和二十年（一九四五年）八月十五日を期して生れかわった。過去の日本が歩んで來た方向には誤りが多かつた。そのために日本は此度のやうな悲惨な運命に逢はなければならなかつたのである。われらはこの過ちをあらためて正しい方向に行かなければならぬ。敗戦はそのためのよい機會であつた。日本は神の擇理で生れかわらせられたのである。

新しい憲法が制定せられたことは日本が心から生れかわることを欲していた誠意と熱心とを示すものである。それは日本が今までのよろんな過ちを繰りかへさないようするために國の政治の正しい行き方を定めたものである。

國の政治は國民全體が行ひてゆかなければならぬ。政治は國民によつて行はれなければならぬ。この故に國民は今後政治について責任を負はなければならぬことになる。

又政治は人民のために爲されなければならない。人間が生れながらに持つてゐる権利や自由を尊重し、或る人が他の人にまつて壓迫されたり、どれいにされたりすることなく、平和に幸福に健康で且つ文化的な生活をすることが出来るようになることが新憲法の示してゐる政治の目標である。

かく政治の目標は日本だけのものではない。それはどの國でもどの時代でも適用する原理原則である。今までの日本は獨りよがりで、ごくまんと、他の國々の利益や立場を無視し、自分の國さえ榮めればよいと考へていた。これから日本は世界の平和と人類の福祉とにむかへんしなければならない。外國と平和的に交際するのには、將來戦争が絶対に起らないやうにしなければならない。ところで武力を持つてると、世の中の情勢がかわつて來た場合に又戦争を始めなければ限られない。そのため日本は思ひ切つて武力を捨て、世界の平和の實現を如何に熱心に望んでゐるかにむいての誠意を表示したのである。

世界の各民族は人種や風俗や習慣差異にすることがあつても、皆同じ人種であるからして道德や法律の根本原則において同じ觀念を持つてゐる。どの國でも人を殺したり、人の物を盗んだり、人に迷惑をかけたり不親切なことをしたり、約束を守らなかつたりすることを善いこと、認めるようないふはない。同様に君主や父母や兄姉や先生を敬つたり、弟妹や病人や貧しい人々に親切にするなど、約束を守ることを悪いことと認める様なことはない。善いことと悪いこととは、どの國においても不思議に一致している。新憲法の基礎にはかよなどの國にも適用する道徳上の原理原則が存在するのである。

かやうなすべての國々の上にあつて、どの國も從はねばならぬ道徳を認めてこそ、國々は互に平和的の交際が出来るのである。新しい憲法を作る時は比較的容易なことであるが、それを實行することは並み大掛のことではない。

それには國民の一人一人が善い人間にならなければならぬ。我儘勝手をせず、自分の欲望を制し他人に迷惑をかけず、慎しみ深く、よく法律や習慣や社會の秩序を守り、義務を果し社會公共の福祉に奉仕しなければならない。

そうでないなら折角のよい憲法もほゞ同様のものとなるばかりでなく、かえつて世の中が亂れる原因となるであらう。

請君。新しい憲法が出来た日本にあるよい道徳や風俗習慣をなくしてよいと、いうわけではない。憲法は日本にある善いものを保存してゐる。天皇が日本民族の結合の中心であられることは、その最も重要な點の一つである。

われらは皆立派な人間になつて、日本を平和的な文化國家に仕上げ、外國の人々から親しまれ敬愛せられるようしなければならない。それは主として諸君の責任にかかるのである。

## 未 来 を 擡 う 諸 君 へ

文部省圖書教育局長　日　高　第　四　郎

新しい憲法が作られて、日本の新しい目標が愈々明らかにされました。憲法は國の政治の根本法であるからと育つて、政治家だけに任しておいていい譯ではありません。それが國民の日常生活において守られ生かされなければ、荒れはてた祖國の再建はできないのです。我々はこの憲法の條章をよく理解すると共に、進んでその底に流れている人格の尊厳、人權の尊重、民主主義の精神、世界平和の希望を眞實に身につけなければなりません。ことに民主主義の精神を誤解なくつかむことが必要です。民主主義とは全員の意見をきいた上で公の事を決めて行くことです。しかし人間の容貌が各々異なる様に、その意見にも差別があるから、民主主義では多數の者の意見を假りに全體の考とする多數決の制度を取り入れます。だがこの多數決制度の大きな缺點は、多數人の考が、必ずしも常に正しいとは限らない處にあります。多數の意見であるということと、正しい意見ということとが必ずしも一致するものではありません。實際多數の方のが誤つていて、少數の人が正しいこともあります。問題が困難であり又優れた人が少い場合には、そういう事が少くありません。學問上の問題が多數決で解決し得ない譯はそこになります。今日でこそ地動説を疑う人はないが、コペルニクスが始めてこれを

唱えた時は、皆が氣狂扱いにして遅には迫害さえしました。このことは二つのことを我々に教えます。

その一つは、學問や教育や教養が國民全體には行きわたらず、本當の事が一部の人にはしか分らなかつた時代には、政治もまたこれら少數の人の意見によつて行われるよりほが致し方がなかつた。しかし學問教育が普及し人々の常識や判断力が高まるにつれて、公の重大な事が少數の者の意見や、時としてはその勝手な意志で決定されることのないよう、皆が意見を戦わし皆で責任を負つて行く民主主義の時代が来るといふ事です。も一つは眞理が窮屈の勝利者であるといつ點である。始めはたつた一人の意見であつても、それが眞理である以上、多數の者でもこれに打勝つことは出来ません。考えれば強くこれを説き明して時の裁きにまではなりません。こゝに多數決に際しても、少數者の意見に對して寛容でなければならぬと共に、多數の者が反省と謙遜とを忘れてならない理由があります。

要するに本當の民主主義は、決して無責任な我儘な欲望の多數決ではなくして、道理を擣へ責任を重んずる多數の善き意志の一一致によつてはじめて實現を見るのであります。民主主義の根底に多數の優れた立派な個人がなければならぬ所以であります。

諸君！ 諸君こそ日本の希望であります。どうか戰敗の禍に打ちのめされずに起き上つて、抜け合ひ勵まし合いつつ、善良なる個人、有爲なる國民となることによつて、眞理を貴び人道を重んずる世界的な民主主義日本を再建する柱となつて下さい。

#### 文部省社會教育局長 柴沼直

○一人ほつちの人間は、地球上に生存して行けません。生きてる人間は、いつでも大勢の仲間に取りまかれて居ります。そして互に力を合せて生活を向上させようと努力して居ります。ですから自分にだけ都合がよくて、他の大せいには困るということは、してはならないわけです。自分だけを考へて他人を忘れる者は、ほんとうの人間たちの仲間入りが出來なくなります。

○非常によい思ひつきでも、他の人々にやつてもらいたい時は、その人達が心からそれは良い事だと思ひ込むまで、急がずに話し合ひをする必要があります。又他の人からいわれた事も、自分がとことんまでのみこむよう話し合ひをしてその上で考へをきめるべきであります。そして宜しいとなつたら、仲間と力を合せて全力をあげて實行するのが、人間の務めであります。勿論その時でも、他

人の注意や助言は、けんそんに聞き入れる心持ちを持つことが大事であります。

④のようにして、人間の生活が飲み食ひだけの動物生活に止らず人間らしい進歩した生活を送つて行きますと、毎日々々の一つ々々の行ひが人間お互ひを教育し合つて死ぬまで進歩が止まりません。

ん。

皆さんには、教育や勉強は學校だけの問題と思つて居るかも分りませんが實は、家庭でも、放課後の遊びでも、人間は何時でも勉強しつゝあります。

若し、仲間に一人悪い考への者が出ると、この勉強が悪い方向にむけられる心配があります。學校外でも、皆が楽しい正しい生活をすることが、日本國民として一人前の者になる大事なことなのです。

○新憲法の中に「すべて國民は個人として尊重される」といふ規程があります、我々は、正しい生活によつて、尊重される値打のある國民となろうではありますか。

## 新憲法の示す道

文部省教科書局長 有光次郎

わが國はボツダム宣言を誠實に實行することを連合國に約束して、はじめて亡國の運命から免れ、更生の機會を與えられたことは誰もがよく知つてゐる通りです。そのボツダム宣言の中に「日本國民の間には元々民主主義的傾向があつたが、軍國主義的な政治を行つてそれをあさへつける方向に走つたから、今後日本政府は民主主義的傾向が再びもり上つて一層強くなるようにするため、一切のじやま物をとりのぞかねばならない」といふ意味のことがあります。ボツダム宣言に教へられるまでもなく、われわれが自ら過去をありかへつてみても、諸外國の歴史や現状を眺めてみても、人々が生きがいのある生活をし、お互に幸福になるためには、各人が賢くなり正しく強くなり、お互に尊重しあい協力しあわねばならぬことは當然ですが、國の政治が民主主義的に國民の手で國民のなつとくのいくように、また國民の責任で行はれるようになることが、どうしても必要だということに気がつきます。そしてそうするためにはいろいろのこととはつきりきめておく必要があります。中でも國民全體の生活に大きな關係のあることを一部の者がかつておきめたり、國民の氣持をおさえつけて道理に反

したことをしてたりしないような政治の仕組にしておくことが絶対に必要です。憲法は國の政治の仕組のいちばん根本的なことをきめるのですが、非常によくできていると思われた明治憲法も、この民主主義的立場からいふと、不十分なところがあつたのです。われわれのなかしむ仰々天皇陛下の大御心は、國民の心を心とされて政治をあとりになること(こと)あつたのです。陛下をおたすけする一部の者が國民全體の氣持も考へず、その人たちだけの考でことをきめ、それを陛下の御意思のようにして國民全體におしつけ、國民をいやおうなしに引きずつてゆくことになつたのですから、これからは國の政治は天皇の御手をわざらはさず、直接國民のものとして國民の責任でやつてゆくように、憲法ではつきりさせねばなりません。民主主義的傾向を強くするためには、大改正をする必要があつたので、明治憲法は全面的に改められて新憲法が生れた④です。

日本がほんとうに平和的な文化國家として生れかわり、世界の諸國から信愛をとりもどして再び國際的なもつきあいができることにならねば、われわれはせつかく原子爆弾からは救われても、結局自滅するほかありません。敗戦のうき目をみて、一時われわれは過去のあやまちを後悔すると共に、將來の光明をも見失つて不安定なおちつかない氣分であるたのですが、新憲法はこの際はつきりと新生日本の行手をさし示すと共に、そこに到達する道筋を力強くきめてくれました。われわれにとつてこれから最も大切なことは、誰もがこの道をふみ迷ふことなく、勇しく根氣よく手をとりあひ助けあひ励しあつて歩み出していくことだと思ひます。

## 第一章 新憲法の精神

**新憲法の作られたわけ** 昭和二十二年十一月三日、新日本建設の土臺となる新しい憲法が公布され、これから日本の政治はこの憲法によつて行われる。われわれはこの新憲法を守りこの憲法の精神に従つて新しい日本を建設し、世界の信用を取りもどして、世界各國と手をつなぎ幸福な社會を作るよう努力しなければならない。

憲法は國の組織とその働きをきめた大本のきまりである。世界の進んだ國はみな憲法をもち、國民の権利と義務を定め、國會を設けて國民全體の考にもとづいて政治をしている。この政治を立憲政治といふ。日本でも明治になつて西洋の制度をとり入れ、憲法を作つて國民の権利と義務を定め、議會を設けて進んだ西洋諸國と同じような政治を行つて來たが、この明治の憲法(以下明治憲法といふ)にはところどころ不十分な點があつたため、一部の人人に悪用され、正しい政治が行われなくなつて、遂に無暴な戰争をひき起し今日の不幸を見るよなことになつた。そこでその精神が誤られ悪用されることのないように、すつかり書き改められて新憲法が作られたのである。

**新憲法の精神** この憲法は十一章百三十九條の條文と前文から成立つてゐる。前文は新憲法が作られ

たいわれとその理想を書き表したものである。

この憲法の根本を貫く精神は人間の尊重である。人はみな侵すことのできない尊さを持つてゐる。世の中には人を使う人もあるが、たとえ使われる人でも動物や機械とは違つて人としての尊さがある。この「人としての尊さ」という點では、人を使う人も、人に使われる人もみな同じであり、人々がお互に他人との尊さを重んじ合つところに、お互に人間の自由と平等を認め合うという精神が生れて來るのである。この精神を自由主義とよんでいる。

國が政治をするときにはこの自由主義を生かして行かねばならない。それで國民全體の考で、國民の代表者が政治を行うという方式がとられる。この政治の仕方を民主主義といふ。そして人間を尊重する自由主義、民主主義の精神が國と國との交わりにおし廣められるときに、戰争を止めて永久に平和な世界を實現しようという世界平和の精神が生れるのである。

新憲法は人間尊重の精神を根本として、自由主義、民主主義、世界平和の三精神をかゝけ、日本國民に理想と目標を教えると同時に、廣く世界に向つて、日本國民が國家の名譽にかけ全力をあげて、彼らの精神の崇高な理想と目的を實現すると誓つてゐる。次にこの三つの精神を簡単に説明しよう。

自由主義 人間にはひとしく人間としての尊さがあり、生きていくために天から與えられた自由があつて、國王も貴族も平民も人間としてみな平等である。人間である以上みな生れながらにしてこの

自由を持ち平等であつて、これは誰も奪ひとることの出來ない権利（基本的人權）であるとされてゐる。どんな弱い國の國民でも、又どんな富じい人でも、一樣にこの権利をもつてゐるのである。

しかしながらこの権利は決して初めから認められていたのではない。永く間多くの人民は自由を奪われ、自分たちを支配している人のために身を粉にして働くだけで、不平を訴えることもできず、希望や考をのべることも出来なかつた。職業をかえることも、住居を勝手に移すこともできず、親代々きまつた所に住み、きまつた仕事をしなければならなかつたのだ。

世界の人類はこの自由平等を獲得するために非常な苦心と努力とを重ねて來た。それは將來諸君が西洋の歴史を研究すると分ることであるが、わがまゝな國王や貴族から自由平等を取りもどすために多くの人が血を流したのである。近代のように人智の發達した世の中で、一部の人だけの自由わがままだけが通るということは許されない。人間はみな生れながらにして自由であり平等である。この眞理が廣く世界に認められるようになつたのは、アメリカ合衆國の獨立以後のことである。新憲法はこの自由と平等を人間相互の間の理想とし、永久の権利として、すべての國民に與えたので、これは末長くどんなことがあつても、國民からとり上けることは出來ないとはつきりたつてゐる（第九十七条第一條）。われわれは常に努力してこの権利を保持し生かして行かねばならない（第十二條）。

民主主義 人間は一人だけで生活することは出來ない、社會を作り國を作る。だから生れながらに

自由だと、いつて各人勝手なことをしては、却つて幸福が得られない。それで國民は自由の一部をがまんして國に預ける。國民の代表者はこの託された自由を用ひ、一人々々に代つて國民全體の爲になるよう政治をする。だから政治をすることの出来る大本の力は國民にあり、政治を行う代表者は國民が選んだ者でなければならぬ。そして國の政治によつて得られた幸福は、國民が分け合うのである。これが民主主義の政治である。だからそれは、一人の偉い人や少數の強い者の考で、それらに都合のいい政治をするのではなく、國民全體の考を聞いて、國民全體が希望するように、國民の手で政治をしていくのである。

アメリカの有名な大統領リンカーンは、「國民の政治、國民による政治、國民のための政治」これが民主主義であるといつた。新憲法は、いついかなる時代においても、又どこの國においても、この民主主義が常に正しい原理であると考え、この原理に従つて政治をしようとするのである。このことを前文第一段では、「これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである」といつている。このように政治をする大本の力は國民がもつておるから、新憲法は明らかに「主權が國民に存することを宣誓」したのである。又國民による政治をするために、國民が選舉した代議士で作られる國會を最高の機關（役所）とし、總理大臣などはこの代議士の中から選ばれることになつてゐる。政治が國民のための政治であるように、國民の生命、自由及び幸福を求める権利には最大の尊重

を據うように注意され（第十三條）、數々の基本的人権が約束されているのである。

**世界平和**　さて第三の精神は世界の平和ということである。わが國が平和を愛する國になり世界の仲間入をするようにボツダム宣言は要求しているが、われわれ國民も日本が平和の樂土になることはもちろん、世界中が平和になり長く闇の人類の理想が實現されることを心から願つてゐる。わが國は今世界各国から好戦國だといわれてゐるが、もともと戦争のようなむごいことの好きな國ではない。國のあゆみを振りかえり外國の歴史と比べれば分ることである。即ち平安京の御代の初頃（八一八年）嵯峨天皇が死刑をおやめになつてから三百四十年もの間、死刑という刑罰は行われなかつた。又徳川時代には二百六十年もの長い間、全然戦争は行われていないのである。

わが國が戦争好きの國といわれるようになつたのは、滿洲事變が起り國際連盟を脱退したころからである。わが國は滿洲や支那に發展して行つたが、その先頭に立つていたのは、いつも軍隊であつた。それとともに國內では軍人が次第に政治に手だしをして、遂には重臣を経し自分達の考を貫こうとしたこともあつた。こんなことのために、諸外國は日本を軍人によつて指導されてゐる國、戦争の好きな國だときめてしまつたのである。だから新憲法では、そのように一部の人の行為で好戦國といわれたり、戦争にまきこまれたりすることが二度とないよう作りかえられたので、憲法前文にも、「日本國民は……政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないようすることを決意し……

「この憲法を確定する」と述べている。

日本はこのように平和を愛する本來の姿に立ち歸ろうと決心した。しかし多數の國が寄り集つてゐる世界であるから、世界中が平和にならなければ、日本の平和もあり得ないものである。世界平和の理想は、全世界の國民が他國からおびやかされたり、必勝の資源を獨占されて生活に苦しむというようなことがなく、お互に手を取り助け合つて幸福な生活を営んでゆくところにある。世界の國々はこの理想を達成するために、獨りきめのわがままを行つたり他國を壓迫したりする國をなくそうと努めてきたのである。わが國も早く平和を愛する國であるという信用をとりもどして、この理想を達成しようとする諸國の仲間入りをし、名譽ある働きをしなければならない。かくしてこそ始めて永遠の世界平和が實現されるので、この理想を達成するため、日本は世界に先んじて武器を持たないといふことを決意したのである。

今日本は連合國の占領下におかれ、この三つの理想を達し得る國になるよう指導されている。われわれはこの憲法を守りその精神を生かして、獨力でこの理想を達し得るように努めなければならぬ。

## 第一章 天皇の御地位と日本の國體

日本の主權 憲法第一章は天皇がどういう地位のお方であり、どんな御仕事をなされるかということを定めである。憲法第一條には、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。」と示されている。この文章は三つの事を表わしている。

第一は天皇が日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であること

第二は天皇が象徴であるということは、日本國民の總意に基くということ

第三は主權が日本國民にあるということ

この三つである。この第三番目の主權が日本國民にあるということから説明しよう。

主權というのは國民が政治をすることの出来る大本の力をいう。新憲法は民主主義の政治を行うことを決めたが、この國が政治をすることのできる大本の力、即ち主權は前に述べたよろに國民全體があつて、憲法前文にはこのことを「そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し」と説明し、「主權が國民に存することを宣言し」としているのである。

この主權が國民にあるという考は、これまでの日本の政治には全然無かつたことである。明治憲法ではこの主權が天皇御一人にあることはつきりしていたし、又明治以前には主權という言葉はなかつたが、日本を治める根本の力は天皇だけがお持ちになつていて、天皇が御自分で政治をされずに、

藤原氏トモヒラが幕府の將軍が政治をしだ時も、天皇のこの主權をそれらの人にお委せになつていたのだよ  
考へられていた。だから主權が國民全體にあるという考は少しもなかつたので、新憲法で主權が國民  
にあると定められたことは歴史始つて以來の大きな變り方である。これは極めて重大なことがらであ  
つて、新憲法が日本の歴史にいかに大きな意味をもつかということを忘れてはならない。

日本の國體　そこでこの主權が誰の手にあるかということが、國體（國柄）を決める規準になると  
するならば、今度の憲法で日本の國體は變つたということになるので、新憲法が議論された第九十帝  
國議會で、この憲法によつて日本の國體が變つてしまふのではないかと政府に尋ねた議員も少くな  
つた。それに對して政府は「國體をきめる規準は主權がどこにあるか」ということではなくて、憲法第  
一條が示す第一の意味「天皇は日本國の象徵であり日本國民統合の象徵である」ということが、日本  
の國體をきめる規準である。これは日本の歴史始まつて以來一度も變らなかつたことであるし、今度  
の憲法によつても日本國の國體は變らないのだと答えた。議會  
は政府のこの答に賛成して新しい憲法を作り上げたのである。

では天皇が日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であるということはどういうことであろうか。わ  
れわれが歴史を振り返つて見る時、天皇は常に國民のあこがれの中心であつて、天皇を仰ぎ見ること  
によつて、われわれは日本民族が一つに統一されていることを悟り、そういう風に天皇を中心としてこ  
うように用いられる。

わが國では代々一すじの天皇を中心と仰ぐことにより、心の奥底で天皇と國民、國民と國民が結ば  
れ、この結び付きの上に日本という國が成立つてゐる。そして天皇は國民の中心として最高のお方で  
あらせられるのである。しかしながら最高のお方ではあつても御自身では政治をされず、政治上の權  
力を持たれなかつたことが多い。藤原氏や上皇や將軍が政治の實權をもつていていた時代の方が長い  
くらいである。けれども藤原氏トモヒラら代々の將軍も天皇をないがしろにし奉ることは出來なかつた。天皇  
はいつも國民あこがれの中心であり、譽の源であらせられたのである。代々の將軍も常にその位階勳  
等は天皇から授けられ、それが何よりの名譽とされてゐた。政治の權力をお持ちにならないで、政治  
權力よりもつと尊い御存在であり、それだからこそ一系に續いて國民の中心であらせられたのであ  
る。これこそ象徵である天皇の御姿であつて、この天皇を團結の中心とする日本、それが日本の國體  
である。憲法第一條が「天皇は日本國の象徵であり日本國民統合の象徵である」と定めたのは、新憲  
法によつても變ることのない日本の國體を表わしているのである。

國民の總意 第一條が示しているもう一つの事柄は、天皇が象徵であるというその御地位は、國民

の總意に基く、即ち國民全體の考に基いていっていることである。天皇は政治権力を持つてあられないが、國民あこがれの中心として尊い御存在であつたということは、全體の中からもり上つて来る國民の考、國民全體の意見（國民の總意）がそのことを認めていたということである。だからこの憲法で「總意に基く」と言い表わしていても、それは總意に基いて新しく決めたという意味ではない。前からそうであつたことを、その通り確めたという意味なのである。

以上で第一條が示している、主權が國民に移つたということと、天皇は象徴であられるという國體の問題と、この國體は第一條で新しく作られたのでなくて前からそうであつたという三つの事柄を説明したのである。

（一）天皇の御仕事　今度の憲法では明治憲法に比べて天皇の御仕事の範囲が非常に狭くなつた。これは一部の官吏や軍人が天皇の御名を借りてわがままな政治をし天皇に御迷惑をかけたからである。明治憲法では主權が天皇にあると定められ、天皇は政治の全部を御覽になり、しかも一々議會に相談せず天皇だけで行わることの出来る御仕事が多かつた。大臣を任命したり、諸外國と條約を結んだり、軍隊を指揮したり、外國と戦争を始めたりすることが、議會にも相談なさらずに出る天皇の御仕事であつた。しかし實際は天皇が御自分でなさるのではなく、政府が天皇の御名前で勝手に行うことが出来たのであつた。殊に軍隊を動かすことは政府さえも關係なく、たゞ軍人だけで自由にするこ

とが出來たのである。これが明治憲法の缺點であつて、政府や軍人にこんな大きな力があるのをいい事をして明治憲法の精神に反する行をする者が田たから、國民が今日の不幸に苦しみ、天皇陛下にも非常な御迷惑をおかけするようになつてしまつたのである。

そこで新憲法では主權が國民にあると改められ、政治全體についての力は國民全體が持つことになり、天皇だけが持たれるのではなくつた。第四條はこの事を「天皇は……國政に關する權能を有しない」という言葉で表わしている。しかし、天皇は國の象徴という御地位の方であるから、その御地位にふさわしい國の御仕事をして頂かねばならぬ。第六條、第七條及び第九十六條はその御仕事を定めている。その中で主な御仕事をあけると

（一）内閣總理大臣と最高裁判所長を任命されること。總理大臣は國會で指名し、最高裁判所長は内閣で人を決めて、天皇に任命して頂くのである。

（二）憲法の改正、法律その他の命令、條約を公布すること。  
（三）國會を召集して議員をお集めになつたり、

衆議院を解散して衆議院議員をやめさせること。

（四）國民に位を與え、勳章を授けられること。

これは昔からの尊いお仕事の一であり、新憲法でもやはり天皇にして頂くことになつてゐる。

天皇がこれらの御仕事となさるうとされるときには、内閣に御相談になつて内閣の助言と承認の下に行われるのであつて、御自分一人だけの考で行われるのではない。内閣は天皇の御仕事に意見を申上げお助け申さねばならぬ。従つて天皇の御行爲の責任は、これをお助け申した内閣が國會に對して負うのである。天皇は國の象徴たるお方であるから責任は負われないのである。以上で分るように、天皇はわれわれ國民のあこがれの的であり、國民の中心であられるだけで、御自分の考で國の政治をされるのではないか、この改正でこれまでのように一部の官吏などが天皇の御名前を借りて勝手な政治をすることは出來なくなつたのである。

**天皇の御相續** 憲法第二條は、皇位繼承即ち天皇の御相續については、國會で作った皇室典範に従うとあることがきめてある。皇室典範は皇室に關することについて定めたきまりであるが、これまで憲法と同じ資格の法とされ、議會は全然この法と關係がなかつた。いいかえると、皇室と國民とは法の上で全く無關係となつていたが、今度皇室のこととは國民のことだという者から、皇室典範も國會（明治憲法の帝國議會は新憲）で作られることになり、天皇の御相續は新しく作られるこの皇室典範によつて行われることになつた。従つて天皇も國民が作った規則によつて位に即かれるということになつたわけである。

## 第三章 戰爭の放棄

**武器の放棄** 日本が平和を愛する日本本來の姿に立ちかえろうと決心したことは、前にお話した通りである。平和な國になるためには、國內でも國外でも戰をしてはならない。しかしいぐら戦をしないと決心しても、軍隊があるとい射合ひを始めてしまうことになる。今度の戦争の遠いきづかけになつた滿洲事變や支那事變もそうであつた。だから戦をしないようにするには、軍隊を無くしてしまふのが一番徹底している。そこで憲法第九條は、日本は戦争を一切やらない、そしてそれを徹底するため陸海空軍その他の戦力は何も持たないということをきめたのである。

わが國はこのように軍備を無くしてしまつたが、まだ人類の社會から戦争が全然無くなつてしまつたわけではない。だからもし日本が外國から攻め込まれたら、防ぐことが出來なくて亡んでしまはせぬだろうか。これは誰もが心配する所である。今度世界の主な國々が寄り集つて、世界の平和を永遠に保つ爲に國際連合というものを作つたが、その規則の中にも外國から攻められた時は、自國の安全を守るために戦争をしてよいとされてゐる。それであるのに日本だけが軍隊を無くしてしまつては、悪い國から攻め込まれても防ぐことが出來ない。これでは日本という國は亡んでしまうではない

か。いくら平和だといつても、國が亡んで何の平和だ、攻められた時に國を守る軍隊はなくてはならないと言ふ者があるだろう。しかしこゝが大事な所である。

軍隊を持たなければならぬと考へる人は、「もし外國が攻めて來たら」ということを豫想している。「もし外國が攻めて來たら」という考へ方は「外國はいつ攻めて來るか分らない、安心出來ない國である」という考へ方、即ち外國を信用しない態度である。外國を信用しないから軍隊が必要なのであり、外國を信用せずに軍隊を持つてゐるから戦争が起るのである。

スエーデンにスエン・ヘディンといふ有名な探検家がいる。一度日本にも來たことのある人であるが、この人は一八九三年以來中央アジアからチベット、支那の奥地などに三回も困難な探検を行い、地理學や古代文化の研究に大きな功勞のあつた人である。この人のことばに「探検家は武器を持たぬことが一番安全だ」という戒めがある。野蠻人の中に少數で入りこむ時でさえ武器を持たない方がいい。武器を持つていては却つて危険だというのである。このことばは、先方を信頼し先方から信頼されることが、安全平和のもとであることを教へてゐる。このことばでも分るよう、ほんとうに日本が平和を望むならば、まず自分から率先して武器を捨てるのが一番よい方法なのである。

外國を信頼せよ。世界は戦争の度に新しい武器を作り出し、原子爆弾まで使われるようになつた。もし今後戦争が起つたら人類は滅亡しないとも限らない。此度の終戦の詔に、このまゝ戦争が續くと

日本民族が滅亡するだけでなく、世界の文明が壊されてしまうだらうと仰せられた通りである。そこで日本を平和な國にすると共に、世界中どこにも戦争のない平和な世界にしなければ、全人類が共倒れになる。これではいけない。戦争をなくす爲には各國がお互に信頼し合わねばならない。お互に信じ合うようになる爲には、まず日本から外國を信用するがいい。始めは馬鹿なめを見ることがあるかもしれない。然し平和に對する日本のこの熱意によつて、世界中がお互に信頼し合うようにならなければ、人類は決して救われるものではない。だから日本は、國の命をかけて「諸國民の公正と信義に信頼し」軍隊を無くして將來どんなことがあつても絶対に戦争はないと高らかに世界に向つて宣言したのである。日本は今度の戦争に負けたから、仕方なしに戦争をやめたのだと考へる人があるかもしない。しかしそんな意氣地のない事では、諸國民を信頼して軍隊を無くし、國の命を投げ出して世界平和に率先するの大勇氣は絶対に生れて來ないであろう。

國際連合 先に述べたように、今度國際連合が作られた。これは第一次世界大戰の後に作られた國際聯盟よりももつと力の強いものである。この國際連合は世界全人類を戦争の禍から救い、個人の尊重や基本的人權の尊重、男女同權等の精神を國の大小を問はず世界各國民の間におし廣め、各國民がお互良く生活して、より進歩したより幸福な世界にする目的としている。この國際連合には世界の主な國々が二十九ヶ國も參加してゐるが、これに加わるには和平を愛する國であると認められ

なければならぬ。われわれは新憲法で武器を捨て戦争を止めて平和な國に立ちかえり、進んで世界平和に力を盡そうと決心した。一日も早く世界の國々から平和を愛する國であると信用され、その國際連合に仲間入りが出来、世界平和の理想を實現することに對して立派な効をしたいものである。この道こそ日本が世界のために働き得る唯一最高の道ではなかろうか。

世界から戦争をなくすということは、世界人類の永い間の希望であり念願であつて、今や一しおそれを熱望しているのである。今までどれほど多くの學者や詩人が、この念願を文章や詩歌に表わしていることだらう。しかしそれは中々實現しなかつた。この全人類の熱い念願に向つて、日本がすつばだからになって進んで行こうとすることは、われわれ日本人の何よりの名譽である。

## 第四章 國民の権利と義務

**基本的人權** 新憲法の根本精神が人間の尊重であり、そこから自由平等の精神が生れ、人間はみな生れながらにして基本的人權を持つてゐるといふ事はお話した。この基本的人權をなお精しく示し、國民お互が他人の人權を認め合うだけでなく、國が政治をするときにも、國民の基本的人權を重んじることを一つ一つの權利について約束し、それと同時に國民としての義務の範圍をはつきり定めたのが第三章のきまりである。

近代の憲法はみな國民の権利と義務を定めた條文を持つてゐる。これは憲法に欠ぐことのできない要素で、一二一五年に作られた世界最初の憲法といわれるイギリスのマグナ・カルタは、國王の專横を防ぐために國民が國王に對して、國王といえども尊重しなければならない國民の權利があることを認めさせたものである。マグナ・カルタには、(1)國王といえども法を守らねばならぬ義務があることと、(2)國王は議會の承認がなければ租稅を取り立てたり軍隊を養成してはならないこと等を定めた。この頃は國王の權力が強くて、國王は自分の思ひ通りに政治が出来るよう、できるだけ國民の權利を制限しようとし、國民はこれに對して國王のわがまゝを抑えるために、できるだけ澤山の權利を認めさせようと争い、ある時は國王が勝ち、ある時は國民が勝つたが、だんだん國民の権利が多く認められるようになつた。

十八世紀の終りには、自由を求めてアメリカへ渡つた人民が、イギリスから獨立してアメリカ合衆國を作つた。又國王の壓制に反抗して人間の自由を叫んだフランス國民は、大革命を起して人民による政治を行つた。この時イギリスの政治制度を手本にして作られたアメリカの憲法やフランスの憲法で始めて、人間はだれでもみな自由平等であり何ものにも妨げられない権利があるという原則がうち立てられた。そしてこの二つの憲法が模範となつて、西洋各國に憲法が作られ、國民の権利を認め、

議論の範囲も定められた。しかし國民の權利の内容は、各國に受けつがれていく間に少しずつ變化していった。この何ものにも妨げられない人間の權利が、議會さへ賛成すれば、どんなにでも制限することが出来るように明治憲法では定められていた。

このように國民の代表者が賛成すればいくらでも制限できたから、立派な議員を選舉する力のなかつた國民は、自ら自分の權利を失つてしまつたのである。そこで新憲法は、人間が生れながらに持つてゐる自由は何ものにも妨げられない、この基本的權利は侵すことのできない永久の權利としてこれから國民に與えられたのであると定めた（第十一條）。だからこれらは國民の代表である國會でも、基本的權利を妨げるような法律を作ることはできない。もしそんな法律を作つたら、最高裁判所はその法律を憲法に反するから無効であるとすることができる（第八十一條）。國民の權利の保護は前の憲法に比べて、はるかに厚くなつたのである。

この基本的權利の獲得は世界人類が永い間努力した結果であり、いろいろの試練に堪えて來たものであるから（第九十七條）、これを與えられた國民は不斷の努力によつてこの權利を生かして使い、みななの幸福に役立つようを使うべきで、決して自分勝手に使つてはならない。（第十二條）。新憲法がこのように基本的權利を保護するのは人間の尊重を根本精神とするからである。（第十三條）。

**平等権**　國民がみな同じようにこの基本的權利を持つてゐることから、當然に平等権が生れる。甚

本的權利と平等権とは表裏一體をなすもので、憲法第十四條はこの平等の原則を明かにしている。人間は生れながらにして基本的權利をもち平等である。この平等だというのは、正しく言えば第十四條に書かれているように、「法の下において平等だ」ということである。法の下において平等だというのは、國が國のきまり（法）に照して國民を平等に取扱うと言うことである。金持だけに參政権を与えて貧乏人には與えないとか、百姓だから選問の自由がないとか、女性は大臣になれないなどというのは、法の下での平等ではない。然し法の下の平等は、國民全體に同額の税金を納めさせるような、なんでも同じといふことではない。財産に應じて豊かな人からは多く貧しい人からは少く、法の定めに従つて税金は納めさせるのである。人種とか信仰とか、男女の別とか家柄の違によつて一部の人を國が特別扱いにするというような事のないのが法の下の平等である。法の目から見ると國民はみな平等に見えるというのであつて、實際においてだれも彼もが平等だというのではない。生れつきすぐれた者もあれば、劣つた者もある。病人もあれば健康な者もある。これらがみな同じだというのではない。ただ國が國民として取扱うときには差別をつけないのであるから、満二十歳以上であれば、だれでも同じく一票の選舉権をもち、女でも男でも同じように代議士になれるというわけである。

明治憲法では、この平等が十分ではなかつた。その一番不平等だつたのは、男と女の間である。女には政治に參加する権利がなく、代議士を選舉することも代議士になることも出來なかつた。又結婚

して妻になると、自分の持つてゐる田や畠でも、夫の許がなければ賣り拂うことは出来なかつた。新憲法では男女の別によつて差別をつけはいけないことになつた。しかしこの男女同権も法の下での平等である。國が國民として見たときの平等であつて、決して男と女とが何も彼も平等だというのではない。男は男、女は女としての世の中にたいする務めがそれもあるわけである。

これが憲法第十四條の平等權であるが、次に基本的人權をさらに説明すると、この基本的人權は大きく分けて自由權、請求權、參政權の三つとなる。

（一）自由權　自由權とは人が良心の命ずるままに行動してだれからも妨げられないという権利である。憲法の定めた自由權には次のようないふるものがある。

（1）身體の自由　自分の體は自分の思うよう~~に~~使えるのが身體の自由である。奴隸に賣られて苦役に使われるようなことは許されない（第十八條）。罪を犯して刑罪を加えられ、刑務所へ入れられたり労働させられて身體の自由を制限されるのは、當り前のことであるが、罪もないのにあやしいと疑われただけで、むやみに捕えられたり、警察へ連れて行かれたり、家中へ入りこまれたりすることはない。又たとえ確かに犯人であると思われても裁判所で判決が下るまでは犯人とは言えないのだから、國民として尊重し出来るだけ丁寧に取扱わなければならぬ。ところが從來は、疑わしいと思われただけで警察へ引つけられ、ひどい取扱を受けることもあつた。これでは身體の自由が十分だとは言え

ない。新憲法では第三十一條から第四十條まで十ヶ條に分けて、詳しく述べ國民を保護している。これによつて役人が拷問などといふむごたらしいことをすることは出來なくなつた。犯人と疑われる人でもその取扱を丁寧にしなければならなくなつた。

（2）居住移轉の自由　國民が自分の住みたい所に住み、移りたい所へ引越すのは自由である。これはじごく當り前のことだが、昔は西洋でも日本でもそう勝手には行かなかつた。農民は耕している土地を離れることが出來なかつたし、商人や職人は街の一部にだけしか居住を許されなかつた。しかし最近は各國とも制限せず自由を認めている。新憲法でも明治憲法に引續いてこの自由を認めたのである。（第二十二條）。しかしむやみに自由なのではない。學校のすぐ隣に芝居小屋を建てようとしても、それは許されない。生徒の勉強の邪魔になるからである。このように「公共の福祉に反する」とは許されない。又戰後六大城市に移り住むことが制限されたのは、大城市では家も少く食糧の配給も困難な上、電車の數等もへつていてから、自由に轉入を許すとみなが困ることになる。即ち公共の福祉に反するから轉入を許さないのである。なおこの自由は國內での移住だけではない。もし希望ならば、外國へ行くことも、外國人になつてしまふことも自由である。

（3）言論學問信教の自由　第十九條は、思想良心の自由は侵してはならないと定めている。思想とは人々の考であり、良心は人々が持つてゐる正しい心である。どんな力をもつしても人の心の中の考

え方までむり強いすることはできない。人はどんなことを考えようとそれは自由である。又自分の考を寄り集つて話し合つたり、講演や著書にすることも自由である。相手の人だけに知らそうとする手紙などを、盗み読みすることも許されない。第二十一條にそういうことを決めてある。このきまりは民主主義によつてきわめて大事なことで、民主主義はみんなの考で物事をしようというのであるから、各人は自分の思つていることが自由に言えなければならぬ。自分が反対の意見を発表したため、みなから仲間はずれにされたというようなことがあつてはならない。正しいと思うことは、だれの前でも遠慮なく言えるように第二十一條が守つていてくれるのである。

第二十條では、人はどんな宗教を信じてもよいと決めてある。これが信教の自由で、この自由がないため十六世紀十七世紀のヨーロッパでは、宗教のための戦争が絶えなかつた。わが國でも徳川時代の初めに、キリストの信仰を禁じ、これを信する者に刑を加えたことがある。明治憲法ではこの信教の自由を認めだが、一方で神道を國家の宗教としていたので、いろいろ弊害が起つた。そこで新憲法は、國がある一つの宗教を信仰させたり援助したりするなどのことを禁じ、國はすべての宗教に對中立でなければならぬときめたのである。

第二十三條では學問の自由を認めている。十七世紀の初めガリレオが地動説をとなえたため、宗教裁判にかけられて罰せられたのは、學問の自由がなかつたことを示すいゝ例である。日本でも最近ま

で共産主義の理論を勉強しただけで罪を受けた人がたくさんあり、戦争中は自由主義の理論をとなえることも自由でなかつた。こんなことでは學問の發達、科學の進歩は行われない。將來日本が文化國家として、世界の人々のためになるような學問の研究を進めるには、この條文は缺ぐことの出來ないきまりである。

(4)財産の自由　だれでも自分の財産をむやみに取上げられ、又自分の思うように使うことを制限されでは困る。憲法が認める色々の自由も、自分の財産が自由に使えなくては、實際には何一つ自由に行うことにも出来なくなる。だから第二十九條で財産權は侵してはならないときめたのである。どんなものが財産權であるかは色々の法律で詳しく定められるが、例えば諸君の持つてゐる品物、洋服や學用品自轉車などはもちろん、家や土地、田畠山林などはみな財產權である。これらの物を買うことの出来る貨幣は財產權の最も大切なもので、貨幣に近い銀行や郵便局の預金帳や、電車汽車の切符、パス、回数券などもそうである。諸君の中には人の家を借りて住んでいる人や、地主から土地を借りて耕している人もたくさんあるであろう。この家や土地を借りているというのがまた一つの財產權である。證明した人の特許權や實用新案權、本を書いた人の著作権みな財產權の中に含まれるのである。だれでも自分の財產權ならば、自分の好きなように使える。貧しい人に與えて、學校等に寄附しても、また賣つても、使わずにしまつても勝手である。賣つてくれと言われても、賣りたくない

ものは費らなくてよい。これが財産権の自由である。しかしこれにもまたおのづから制限がある。例えば諸君の市で公園や運動場などを作るとか、新しい都市計畫をたてて道路をつけ直すとか決ると、市はその土地を所有者から買上げ、妨げになる家などはのけなければならない。ところが所有者が「自分はいやだ」と断つたらどうだろう。せつかくのいい計画もこんな人が一人でもいると實行できなくなる。そこでこんなことにならないように、たとえ所有者が反対しても、公共のためならば正當な代價を拂つて、財産権を取上げることが出来るというように定められてある。

また國が色々な政治をするため、國民に税を納めさせるが、この税金をとられるということは、財産権に對する一つの大きな制限である。税金は公共のために用いられるものであるが、公共のためだからといってむやみに取立てられては困る。だから新憲法では、國に税を納めることは國民の義務であるが、税金の額や取立ての方法などは、國會で作られた法律、即ち國民の認めた法律によつて行われなければならないことにしてある。これは國民の財産を裏から守つてくれるきまりで、これで財産権の自由が完全に保護されることになるのである。

(5)職業についての自由 德川時代には士農工商の別があつて、武士の子は武士、百姓の子は百姓と決つていた。百姓は武士になろうと思つてもなれなかつた。明治の御代に四民平等となつてからは、だれでも自分の好きな仕事をすることが出来るようになり、百姓や石屋の子でも大臣にも博士にもなれるようになつた。自分のしたいと思う職業を選ぶことの出来るこの自由を新憲法でも認めている。どんな仕事をすることも自由ならば、なにもしないでいることも自由であろうか。これは前と今とで考が變つている。前は、人の自由は重んじなければならぬから、したくないのに無理に仕事をさせるのはいけない、仕事をしたくない人はしなくともいいのだと考へられていた。ところが、今では社會が發達して一人の人の仕事が他の人々に大きな影響を與える。例えば田畠を持つている人が、自分は仕事をしたくないからといつて作らなかつたらどうだ。日本は國民全部が働くなければ生きていけない。自分は働くといつても暮せるからといつて働くかず、また他人の世話をなろうというような人が一人でもいると、全體が迷惑をする。だから公のために働くかなければ生きられない。どんな仕事をするかは自由だけれども、働くかずにしてはいけない、すべて國民は勤労の義務を負う(第二十七條)ということに今はなつたのである。國が、すべての國民に働くかなければならぬという以上、國は仕事のない人に仕事を與えてやらねばならぬ。だから國民は國に對して仕事をする権利をもつわけである。新憲法では、すべて國民は勤労の権利を有すと定めてある。そして仕事をする場合の賃金や働く時間休む時間などは、すべて法律で決められた基準に従うことになつてゐる。また子供は成長の途中にあるのだから、無理な使い方をして健全な發育を害してはならないわけで、子供には子供に適當な仕事と分量を與えるように第二十七條は注意している。

第二十八條は労働者を保護するためのきまりである。労働者は一人だと力が弱くて使用者と對等に交渉することが出来ない。そこでみなが團結して團體を作り、團體として使用者と對等に交渉する事が認められている。

(6)婚姻の自由 結婚は本人の意志だけで自由に出来るというのが婚姻の自由である。ローマ法王が西洋諸國の君主に對して大きな權力を持つていた時代には、王家の間の婚姻にはローマ法王の許が必要であつた。わが國でも昔は婚姻に色々の制限があり、明治憲法でも親の許がなければ結婚出来ないことになつてゐた。家名を重んじるという精神からこのように制限されていたのである。このため不必要に家名のせいでされる弊害もあつたので、新憲法では本人の意志だけで結婚が出来る事に定めた。(第二十四條) そして結婚後の生活も男女平等の精神で行われるように定めている。この條文はわが國の家族制度に大きな影響を與えるものである。

二、請求権 請求権とは、國民が國に對して何かあることをしてくれるよう請求ができる権利である。

(1)請願する権利 例えば、開國には大學がないから大學を作つてほしいとか、山陰線はトンネルが多いから電氣機關車を走らせてもらいたいというような國民の希望を、おだやかに國に對して申し出ることが出来る権利、これが請求権である。どんな請願をしても、そのために差別されることは

はない。

(2)損害の償いを受ける権利 官吏や府縣市町村の役人が間違つたことをしたために損害を受けたときは、その損害を償つてもちうことが出来る。役人の間違のために損害を受けて、泣きねいりする必要はないのである。

(3)人間らしい生活をする権利 この憲法の精神が人間の尊重にあるから、國は國民を尊重して奴隸のような取扱を受けることを禁じ、人間らしい生活の出来るように努力しなければならぬ。社會的安全を保ち、人々の幸福を増すための設備をし、國民の健康を高めるように色々の方面に努力しなければならない。これは國の國民に對する義務である。だから國民には人間らしい生活をする権利があると定めたのである。(第二十五條) しかしこの権利は國民が全體として持つてゐる権利であつて、國民の一人一人が持つ権利ではない。それで一人のルンペンが自分に人間らしい生活をさせてくれと頼んでも、その願を聞いてもらえるわけではない。この點は他の権利と違つてゐる。第二十七條の勤労の権利もそうで、失業した人の一人一人に對して、國が仕事を見付けてやる義務を負うのではない。國民全體に對して仕事を與えてやる義務があるというのである。

(4)教育を受ける権利 第二十六條に「すべて國民は……その能力に應じてひとしく教育を受ける権利を有する」とある。能力に應じてといふのは、その人に財産があつてどんな學校へでも行くことが

出来るからという意味ではない。その人が藝術家の能力をもつていればそのための教育を受け、技術家、政治家あるいは學者となる能力があれば、それぞれその能力に應じて、その能力を生かすための教育を受ける権利があるという意味である。そしてこれら色々の専門の基礎になる普通教育は、國民としてどうしても受けなければならぬ義務とされている。それは文化の榮えた國にならうとする日本の國民として、どうしても必要だと考えられるからである。この義務教育は今度九ヶ年に延ばされることになつてゐる。

(5) 裁判を受ける権利 乙の家にあつた大きなボーラの木が大風のために倒れて、隣の甲の家が壊れたとする。もし隣の乙が十分な辨償をするか、あるいは甲の方でがまんすれば問題は起らないが、兩方の考が合わないときは争になる。しかし國民がお互に争うことは許されない。このような時には甲からでも乙からでもどちらの言い分が正しいかを裁いてもらうように、國の裁判所に頼むことが出来る。これが第三十二條の公正な裁判を求めることが出来る権利である。又罪を犯した疑で捕えられた人は、自分が本當に罪を犯したかどうか、あるいは罪があるとしても、適當な刑罰を決めてもらうことを裁判所に要求することができる。これが第三十七條で約束された公平な裁判を求めるとの権利である。これらの裁判は、國の裁判が公正に行われる事を示し、國民の裁判所に對する信頼を厚くするために、特別の場合の外は公開して行われることになつてゐる(第八十三條)。

三、參政權 參政權とは國民が國の政治に參加することの出来る権利である。しかし國民全體がいつも直接政治に參加することは實際には出來ない。だからこの參政權は、國民の代表者を選舉する權利と、代表者として選舉される權利とに分れる。そして新憲法では特別の場合に國民全體が直接政治に參加し得る權利を認めめた。參政權についての條文は他の條文との關係もあつて、第三章の外にものせられている。

(1) 公務員を選舉する権利 憲法前文にも書かれてあるように、政治は國民が権利の一部を出し合ひ、國民の代表者が一人一人に代つてこの権利を使うところに行われるのである。この代表者は一部の人のために奉仕するのではなく、國民全體のために奉仕するのであつて、その名も公務員と呼ばれる。だからこの公務員を選んだりやめさせたりするのは、國民本來の権利である。満二十才以上の國民はこの公務員を選舉する資格がある。この選舉の投票は秘密が守られ、又投票者はだれに投票しても他人からとやかく言わることはない。これを定めた第十五條は公務員についての一般原則である。公務員であつても國會議員や裁判官及び内閣總理大臣その他の大臣などは、その任免についてまた特別の定めが憲法にあるから、第十五條の第一項をそのまま當てはめるわけには行かない。

(2) 國民が直接政治に參加し得る権利 新憲法では、國會議員を通じてでなく國民の一人一人が全部直接國の政治に參加し得る場合が決めてある。その一は、この憲法が改正されるときに、それに賛成

かどうかを全國民が投票して決める場合である（第九十六條）。その二は、最高裁判所の裁判官が裁判官としていいかどうかを十年毎に國民が投票して決める場合である（第七十九條）。この二つが國民が直接政治に参加する特別の例である。

権利と義務との關係 以上主として憲法が定めた國民の権利について話したが、これで新憲法がどんなに國民の基本的人權を保護しているかが分つたことと思う。憲法第三章は國民の権利及義務と題しているが、ほとんど権利ばかり定めて義務を定めたものは、第二十六條の義務教育、第二十七條の勤労の義務、第三十條の納稅の義務の三つしかない。しかしこの第三章に義務を書いた條文が三つしかないということは、決して義務を軽んじてはいるわけではない。

権利と義務は影が形にそようによく結び合つてゐる。二方が権利を持つと、相手は必ず義務をもつ。義務があれば必ず他方に権利をもつたものがある。國民に納稅の義務があれば、國は國民から稅を取立てる権利があり、國民が參政權をもつてば、國は國民を政治に參加させる義務がある。人と人の間でも同じことで、一人の人が権利をもつてば、他の人はこの権利を妨げない義務がある。しかし権利をもつ者も義務を負う者も人としてひとしく尊重されねばならぬ。権利があるからといって相手の人をきずつけはならないし、自由だからといつて他人の自由に迷惑をかけることは許されない。われわれは一人だけで生活しているのではなく、多數の人が集つて社會を作り、みなが幸福であることを正しく使う義務があることを忘れてはならぬ。

烟を持つてゐる人が「この烟は私の烟だから、烟からとれた野菜を自分で食べようと捨てよう」と勝手だ」といつて、市場へ持つても行かず、供出もしなかつたらどうだらう。國民全體の食糧のことを思えば少しでも多く耕し少しでも多く供出しなければならぬ。田畠を持つていて自分の土地だと主張のできる人は、少しでも有効に土地を使い、國民全體の幸福を増すように耕さねばならぬ義務がある。この義務を忘れて、「自分の権利ばかり求めることを「権利の濫用」という。憲法第十二條は「國民はこれを濫用してはならない」と深く戒めて、「常に公共の福祉のためにこれを利用する（上手に使う）責任を負う」と重い義務を課しているのだ。第三章の多くの権利に「公共の福祉に反しない限り」という制限がついているのも、この考から書かれたものである。第二十七條のように「勤労の権利を有し義務を負う」と示してあるのは、憲法は國民に色々な権利を與えたけれども、その権利には

それを正しく行う義務が伴つてゐるということを示してゐるのである。學者のなかには、このことを「権利は義務を伴う」といつてゐる人もある。すなはち、第三章が権利を多く定めたからといつて決して義務を軽んじていいのではない。自由主義は自分が自由であるだけでなく、他人の自由をも尊重するという義務をもつ精神であることを知らなければならない。

## 第五章 民主主義政治の實際

三權の分立 およそ國を治めるには大きく分けて次の三つのことが必要である。

(一) 政治のもとになる法律を作ること。(立法)

(二) その法律をもとにして政治をすること。(行政)

(三) その法律が正しく行われているかどうかを判断すること。(司法)

この三つの働くいとなむことの出来る力をそれぞれ立法権、行政権、司法権といい、この三權を合せて統治権といふ。昔君主政治の時にはこの三つの権力即ち統治権を君主一人が持つていた。それで亂暴な君主が出ると、抑えることができず國民が苦しめられたのである。近世になつてまずイギリスの國民が君主の統治権を立法行政司法の三つに分けて、立法権は國民の代表が集る國會で行うといふことにした。

一體この三つの権力の中で、國民の生活に直接關係の深いのは行政権である。即ち稅金を取り立て、供出を命じ、產業を興し、學校をたて、交通通信をつかさどり、また外國と交際するなどみなこの行政権である。だから國民の自由幸福は行政権が正しく行われるかいかにかかつてゐる。そこでこれららの行政は、もとになる法律をあらかじめ決めてその法律に従つて行わねばならぬことにし、その法律を作る立法権を國民の代表である國會の手に移したものである。そしてその法律が正しく行われてゐるかどうかを判断する司法権も、行政権から切り離して獨立の裁判所に移し、公平な裁判が出来るようにした。このように統治権を立法行政司法の三權に分けて、獨立した別々の機關(役所)で行われる制度を三權分立の制度といふ。即ち統治権を三つに分け、三權がお互に制し合うようによつて、統治の行き過ぎを防ぎ、國民を壓迫しない公正な政治が行われ得るのであつて、これが三權を分立する理由である。だから三權が獨立した別々の機關で行われることが大事であつて、三權があるといふのが大切なではないのである。

この三權分立の制度を一番早く作ったのはイギリスであるが、前に話したアメリカとフランスの憲法がこの制度をとり入れてから、世界の各國で三權分立の制度が用いられるようになつた。この制度は基本的人權の尊重とともに近代憲法に缺ぐことの出来ない重大な要素であつて、この三要素を含ん

だ憲法によつて行われる政治を立憲主義の政治と呼ぶのである。しかし三権分立といつても、三つの權力が對等に獨立しているとは限らない。例えばアメリカ憲法では三権が對等に獨立しているが、イギリスでは立法權が行政權より優れていて、國會の方が政府よりも力が強くなつてゐる。いざれにしてもこれは行政權が行過ぎをするのを取りしまるために考へられた制度だから、その目的が達せられるように、その國々で國會、政府（内閣）、裁判所の關係が決められているのである。

わが國でも明治以來三権分立の制度が取入れられたが、明治憲法では諸外國の憲法に比べて行政權の力が強くなつていて、政府が議會の賛成なしに勝手にできる範圍が廣すぎた。そのために一部の人人がこの行政權を悪用して今日の不幸を招いたのである。それで新憲法では、イギリスの制度に似せて國民全體の代表である國會を最高とし、政府は廣く國會の制限を受けることになつた。又裁判所には前よりもいつそう強い獨立が與えられたのである。これらについては次に詳しく述べよう。

國會と政府 新憲法の第四章以下では、國が政治をするときの機關の事と政治の手順とが決めてある。ではこの憲法にもとづいてどのように政治が行われるであらうか。

まず國會と内閣とについて説明しよう。満二十才以上の國民はすべて男でも女でも選舉権をもつて代表者を選舉して國會に送ることができ。國會は衆議院と參議院とで出來てゐるから（第四十二条）、選舉には衆議院議員の選舉と參議院議員の選舉とがある。選舉のじかたは法律できめられるが、

財産とか身分とか男女のちがいによつて差別されることではなく、だれでも同じように一票を投ずることになつてゐる。衆議院議員の選舉は四年毎に行われ、參議院の方は三年毎に議員の半數が選舉される。衆議院議員にならうと思うものはたいていどの政黨かに入つてゐる。政黨というのは政治のしかたについて同じ考のものが集つて作つた團體である。現在は自由黨、進歩黨、社會黨、協同黨、國民黨、共產黨などがある。參議院はこれまでの貴族院の代りに作られたもので、參議院の議員は政黨には關係がないが、どんな人が議員に選ばれるかは法律できめられる。これらの議員を選舉することは參政權の一つである。

議員を集めるのは天皇の御仕事で、天皇は毎年一回日をきめて議員を召集される。これを常會とよぶが、このほか臨時に政府が國會を開く必要があると思つたとき、またはどちらかの議院の四分の一以上の議員が必要だと考へたときは、政府が天皇に臨時會の召集をお願することになつてゐる。國會を開いてゐる期間は、常會は法律で定められ（五ヶ月間の予定）、臨時會はその度ごとにきめられる。新しい衆議院議員が始めて集まる國會では、まず内閣總理大臣をだれにするかをきめ、それを天皇に任命して頂く。内閣總理大臣は國會で選ぶのだから、一番多くの議員を議會に出した政黨の黨首がなるのが普通である。總理大臣は他の大臣を選んで任命するが、半數以上は國會の議員でなくてはならない。これらの大臣で内閣が作られるが、内閣のかしらはいうまでもなく總理大臣で、内閣の代表者

としてすべての政治を行うのである。

國民に命令して行政權を行うのは内閣の仕事である。（内閣と政府とはほとんど同じ意味に使われるが、特に天皇と區別して大臣だけで作られる役所をさすときに内閣とよぶ。）行政はすべて法に従つて行わねばならない。その法にはいろいろあるが、そのうち國會で作られるのを法律といい、政府が作るのを政令という。國民の權利義務に關係するものは全部法律できめられ、政令は法律にもとづいてその法律を行うための手順になるものである。従つて政令よりは法律の方が重い。政府は法律の案文を作つて國會に提出すると、國會でそれをよく調べて、多數のものが賛成したならば、その案をとりあげて法律にする。しかし賛成者が少いときには、それは法律とならない。従つてその考は實行出来ない。法律の案を作るのはおもに政府であるが、衆議院や參議院でも法律の案を作つて國會に出すことが出来る。國會はこの法律を作ることの出来る唯一の機關即ち立法機關である（第四十一條）。國會はこの法律を作つて、政府が政治を行うときの道をつけてやることと、政府を監督することがその役目である。だから國會が直接國民に命令するということはない。直接政治をするのは政府だけである。

政府が政治をするためには費用がいる。政府は税金を集め、國民又は外國から金を借りて、必要な費用にあてることが出来る。國の費用は國民の税金だけで拂うのが一番いいが、鐵道をつけるとか、

工業を興すときなど一時に多くの費用がいるとき、又は天災などの復興で急に金が必要なときなどには、公債によつて金を借りてその費用にあてることがある。この金のやりくりのことを財政としよう。國の財政はそのまかない方について、收入も支出も一々國會の承認を得なくてはならない。このために政府は收入と支出の一年分の見つもり書を作つて國會に出し、國會で決められて始めてその費用が使えるのである。この收入支出の見つもり書を予算といふが、予算を決めることが法律を作ることが國會の最も大切な仕事である。

このように國會は法律を作り予算を決めるのであるが、衆議院と參議院の考が一つにならなければ國會の考とはならない。兩方が賛成して考が一致したときに、法律なり予算なりが出来上るのである。もし衆議院が賛成だときめた後で、參議院が反対した時には、あらためて衆議院で出席した議員の三分の二以上がこれに賛成するか、又は兩院の代表者が相談して話合がつかなければ、國會が賛成したということにはならないのである。（第五十九條）

しかしどしても國會できめてもらわねば、政府の仕事が出来なくて困る場合がある。例えば内閣總理大臣を選ぶのに、衆議院と參議院とで考が合わなければいつまでも總理大臣がきまらず政治が出来なくなる。こんな場合には衆議院の考を國會の考とすることになつてゐる。また予算も國會できまらなければ、金が使えず仕事ができなくなるから、兩院の考がどうしても合わないときは、やはり衆

議院の考を國會の考とすることにしてある。法律の案は兩院のどちらへ先に出してもいいが、予算は必ず衆議院へ先に出さねばならない。このように新憲法では參議院よりも衆議院を重んじてゐるが、それは衆議院に國民全體の考が直接あらわされているからである。參議院は衆議院の考があまり極端に行き過ぎないよう注意してやるのがおもな役目である。

各議院での考のきめ方は、總議員の三分の一以上が出席しないと、議事を開くことが出来ない。そして出席した議員の半數以上の考がまとまつたとき始めて議院の考となるのである。もし賛成と反対とがちょうど同数のときは、議長がどちらかに決めることとなつてゐる。しかしこれには例外がある。前にお話した第五十九條の場合などには出席した議員の三分の二以上、憲法を改正しようというときには總議員の三分の二以上の賛成がなければ、その院の賛成ということは出来ない。それに憲法の改正は極めて重大なことだから、この時は兩院全く對等となつて、衆議院の考だけが特に重んぜられるということはない。

議院の會議は極めて特別な場合に秘密にされるだけで、廣く國民に知らされることになつてゐる。議員は正しいと考えたことを自由に述べることが出来なければならない。どしどし自分の考を述べあつてこそ、民主主義の政治が立派に行われる所以である。このために議員は院内でどんなことを演説しても、討論しても、それについては議院外の人々に責任を負わないことになつてゐる。だから議員は

安心して自由に思うことを述べられるわけである。

國會で決めた法律と予算とをどのように實行したか、法律はうまく行われたか、予算はたりたかどうかなどについて、政府は國會に報告しなければならない。國會は政府に政治の狀況を報告させて政府のすることを監督するわけである。政府は主權をもつ國民から委され、自分の考で國民のために政治を行つてゐるといつても、國會の監督を受けてゐる。いつでもその政治をしたことの責任は、國民の代表である國會に對して負わねばならない。天皇の御行爲も、内閣が助言と承認を與えた政府の行爲だから、内閣が當然その責任を負わねばならない。法律などに大臣が署名をし總理大臣が名前を並べるのは、この責任があることを示したのである。そして一人の大臣のしたことでも、全部の大臣が並ぶ共同で責任を負うことになつてゐる。

政府は國民に委されて自分の考で政治を行うのだから、どうかすると國會の考と政府の考が違つてくることもある。もし國會の方である政府に政治を委しておくことは出來ないと考えたときは、政府不信任の決議をして内閣の全大臣をやめさせることが出来る。これは衆議院だけの權利であつて參議院では出來ない。こうして内閣が總辭職をしたなら、國會は新しい總理大臣を選んで内閣を作らせる。しかし國會と政府と政治の意見が違つたとき、いつも國會の方が正しいとは限らない。もし政府が、自分達の考が正しい、國會の考は國民の本當の考ではない、間違つてゐると判断したときは、新

に國民の考を聞くために衆議員議員を全部やめさせて新しい議員を選舉させることも出来る。これを衆議院の解散という。この衆議院の解散は天皇のお仕事であるから、内閣は天皇にお願い申上げて解散して頂くのである。解散された結果新しい議員が選舉されて、その最初の國會が召集されたときは、内閣は總辭職することになつてゐるが、新しい内閣が出来るまでは前の内閣が引き続き仕事をする。しかし衆議院が解散を命ぜられると、その時から衆議院議員は議員でなくなり仕事をすることが出来ない。この時どうしても國會を開かねばならないことがあると、參議院だけで臨時の開會をすることが許されている。これを特別會という。特別會で認められたことは臨時の間に合せだから、次に衆議院もそろつて國會が開かれたとき、十日以内に衆議院の賛成を得なければならぬ。もしもこの賛成が得られなければ、特別會で認めたことは効力を失つてしまふことになつてゐる。

國會と政府がこのように働き合つて國の政治が行わられるのであるが、直接國民に對して政治し、外國に向つて交際するものは政府であつて、その政府を裏から動かしているのは國會である。このように國會が最高とされ政府は國會の考に従つて政治しなければならないという制度を、議院内閣制といふイギリスの内閣がこの模範といわれてゐる。議院内閣制では一番多くの黨員を議會に送つた政黨即ち第一黨の考で政治が行われる。總理大臣は第一黨の黨首がなり、自分の黨から大臣の多くを選ぶのが普通であつて、第一黨の考が多くの場合國會の考となつてこの政府を支持し動かすからである。他の

政黨は第一黨に對し自分の考をのべてその政治を批評する。もし第一黨に國民の信頼がなくなり、次の選舉で別の政黨が第一黨となると、その黨から新しい總理大臣が選ばれ、その黨の考で政治が行われることになる。だから議院内閣制では、最も多く國民の信頼を集めた政黨の考が國會の考となり、その政黨が政府を作つて自分の考を實行させるわけで、言いかえれば國民の多數の考で政治が行われることになるのである。

内閣は政治をするため、それぞれ専門に従つて省を分け、内閣を作る國務大臣が各省大臣として各省を受持つことになつており、受持の省のない大臣を無任所大臣といつてゐる。現在では、大藏、内務、外務、商工、農林、文部、厚生、運輸、遞信、司法の十省があり、國務大臣は總理大臣以下十五名である。これが中央政府の陣立である。

地方自治 國の政治は政府が行うが、何も彼も一切を中央の政府が行うわけにはいかない。地方にはそれぞれの特色があり、問題がある。われわれが利用する水道、ガス、電車、バス、國民學校や中等學校など、日常生活に直接影響をもつこれらの問題は、多くその地方の問題である。この地方に關する問題はその地方に委して、その住民達の考で自治的に行うように定められてゐる。これがまた民主主義の精神であつて、地方自治がうまく行われなければ完全な民主主義を期待することは出來ない。だから新憲法では地方自治には從來よりもずっと力こぶを入れてゐる。

地方の自治を行う團體は、主に地域をもとに定められていて、その地域に住む者は全部その團體員となる。都道府縣、市町村はこの地方自治を行う團體の主なるものである。憲法ではこの團體を地方公共團體と名付けている。このうち都道府縣はこれまで地方自治團體であると同時に中央政府の出張所であつて、その長などはみな政府の任用する官吏であつたが、新憲法ではこれを純粹の自治團體として、その長になる役人なども官吏ではなく、その地方自治團體の住民が直接これを選舉することになつてゐる。

地方自治團體の組織とか、自治の仕方などはすべて法律で定められるが、大體の形は國の場合と同じである。國會に相當する議會が設けられ、政府に當る都道府縣廳、市町村役場が自治を實行するのである。國會が法律を作るよううに地方自治團體の議會でも條例といふを定めを作ることが出来る。地方自治に必要な金は、國で許された範圍内で住民から稅金を集めたり金を借りたりすることができる。

裁判所 以上で國の政治の仕方と地方自治團體の政治の仕方に於いて大體のべたが、政治をするには法律その他のきまりを定め、政府がこれを守るだけなく、國會も國民もみなそれぞれこのきまりを守らなければ立派な政治とはならない。この憲法や法律などのきまりが立派に守られているかどうかをきめる役目を引受けるのが裁判所である。

呼球の試合をするときには審判官が規則が守られてゲームが正しく行われているかどうかを審判する。各チームはこの審判官の言ふことをよく聞いて試合をしなければならない。その審判に不満があるからといつて勝いでしまつてはゲームにならない。又審判官はあくまでも公平に審判して、樂しくゲームが行われるようにしなければならない。この運動競技の審判官に當るのが裁判所である。裁判所は國のすべてのきまりが正しく行われているかどうかを審判して、すべての政治が正しく行われるようにする非常に重大な責任のある役所である。だから裁判官が公平な裁判を下すことのできるよう、また裁判所の仕事を國會や政府が妨げないよう、裁判所や裁判官に強い獨立が與えられる。これを司法權の獨立ということは先に述べた通りである。

この裁判所には最高裁判所と下級裁判所の二つがある。最高裁判所の長は内閣が選んで天皇が任命されるが、長以外の裁判官は内閣が任命する。このほか憲法第六章は下級裁判所の裁判官を任じたり免じたりすることや、裁判官の給料のことまでも定めており、裁判官は自分の良心に従つて裁判し、この憲法と法律の外には何ものにも従わなくてよいと定めているが、憲法がこのように詳しい定めをするのは、裁判官に強い保護を與えて、外のことを心配せずに公平な裁判ができるることを望んでいるからである。即ち司法權の獨立を守るためにある。裁判官にはこのように特別な保護が與えられるが、裁判官でも神様ではない。あの裁判官はどうも、というような人がいないとはいえない。その

ようなときにこれをやめさすのは、上役や政府ではなく、特別の制度が新たに作られている。そして特に最高裁判所の裁判官については、大體十年毎に國民全體が投票によつてやめさせるかどうかをきめることになつてゐる。

裁判所が裁判するのは、法が守られているかどうかであることは、お話した通りである。たとえ國會が作った法律でも、もしそれが基本的人權を制限して憲法の定めにそむくものであるならば、それは無効であると最高裁判所で裁判することが出来る。政府の行爲でもそれが憲法や法律などに反しているときは、間違であると裁判するのが裁判所である。人と人との争い、どちらが法を守つていて正しいかを裁判するのもまた裁判所の大切な仕事である。法を守つていないときは、それが國會であろうと政府であらうと、また國民であろうと少しも遠慮することはない。きつぱり間違だといえて始めて立派な裁判であり、司法權が正しく行われているといえるのである。

このため裁判官は自分の良心と憲法、法律のみに従つて裁判するのであつて、その他のものには何ものにも従つてはならないのである。たとえ上役でも裁判官として裁判するときは對等であり、各裁判官は獨立して自分の考で裁判するのである。これも司法權の獨立に欠ぐことのできない定である。

國民はだれでもこの裁判を聞くことができる。裁判の對審及判決は公開の法廷で行うと第八十二條は定めている。この裁判を公開することは、裁判に対する國民の信賴を得るために、なくてはならぬ制

度である。このような憲法の定めが守られて始めて、國民に信賴される公正な裁判が行われ得るのである。

これで極めて簡単ではあるが、國の政治の仕方をお話した。法律を作る立法は國會で、法が正しく行われているかどうかを判断する司法は裁判所で、立法司法以外の全部の國の政治、即ち行政は政府で受持つてゐる。このように三つの獨立した機關がそれぞれ自分の務を果して始めて、全體としての國の政治が立派に行われる。これが三權分立の制度である。この制度が正しく生かされて始めて、民主政治が立派に行われるのである。

**憲法の尊重** 新憲法の庄な定めはおわかりになつたと思う。この外この憲法の改正のしかたとか、この憲法は昭和二十二年の五月三日から行われるとかを第九章以下で定めているが、何よりもこの憲法は國民が作った憲法であり、この憲法を生かして新日本を建設するのは國民全部の責任であり、とりわけ將來の日本を背負つた青少年諸君の任務であることを、しつかり自覺してもらわなければならぬ。

この憲法はわれわれが作ったわが國最高の法である。だから天皇、大臣、國會議員、裁判官その他の役人がこの憲法を尊重するのはもちろん、全國民が尊重し生かしていかねばならぬ。われわれが新憲法の精神を體得し、それを日常の生活に生かしてこそ、輝かしい新日本の將來が開けるのである。

## 第六章 新憲法の生かし方

今まで説明してきたようにこのたび立派な憲法があらたに作られた。しかしそれはまだ文字として書かれただけである。たとえ憲法がいくら立派に書かれて、それが書かれただけでは何にもならない。われわれ國民全體がこの憲法の精神をはつきりわきまえ、國の政治に日常の生活に、その精神を正しく使い生かしてこそはじめて憲法が新しく作られた意義があるのである。しかば少國民はどうしたらこの新憲法の精神を自分のものとすることが出来るのであろうか。

これまでのべてきた國民主権、天皇の御地位、基本的人権、民主政治、戰爭の放棄、議院内閣制などの問題は、どの一つをとっても今までとは根本的に變つてゐる。この憲法を作ることにたゞさわつた人々は非常な決心でこのことにあたられたことと思う。天皇陛下は去る十一月三日憲法公布の勅語の中で、御自身の地位が大幅に縮められることを少しもおいといなく、これからは國の政治を民主的に行うことに喜んで御賛成になつた。そればかりでなく現在および將來の國民がこの憲法を正しく守つて文化的平和的な新日本を作りあげることに努力すべきことをお諭しになつてゐる。即ちこれらの日本の日本は人間尊重の精神に則り、徹底的に民主主義的に國の政治を行つていくことを天皇もお認めたのである。

めになつた。そしてこれは世界人類が熱心に希望していることである。日本國民たるものはどうしてもこの新しい憲法を正しく運用して行く責任を國民全體に對し、天皇に對し、同時に世界人類に對して負うているわけである。まことに重大な責任である。

しかもこの新憲法は在來の我國の考え方とか習慣とかいうものとはとびはなれて進歩的である。それでわれわれが日常の生活をこの新憲法の精神にかなうように切りかえることは容易なことではない。そのためには異常な熱心と努力と忍耐を要する。ことにこれから的新日本を背負つて立つべき青少年諸君の責任は實に重大である。われわれのような現在の日本の大人達が、今までの日本の習慣に縛りせられて、自分の正しいと思うことを勇敢に主張しなかつたばかりか、一部のものは天皇の名に隠れて片よつた考を無理やりに國民全體におしつけ、無謀な戰争を始めて世界全體に迷惑をかけ、日本國民全體に今日の憂目を見させただけでなく、天皇陛下にも甚だしい御迷惑をおかけするに至つたのである。

今後こういつた殘念なことが一度と起らないようにするにはどうしたらいいか。この大切な問題を私は諸君と一緒にこれから研究して見たいと思う。これは要するに諸君の日常生活を一切民主的に切り替えて民主主義を少國民の時代から我が身につけてしまうということである。まず第一は、すべて人は人間として平等である。諸君の中には男もあり女もあり、生れつき頭のよい人そうでない人もある。

り、また家の職業や身分もいろいろ違つてゐるだらう。しかもそれが人間としては平等であり對等である。決してお互いに誇りあつたり、あなどりあつてはならない。次にこの平等な人間はみな自己の正しいと思う考を他人に對して自由に發表し主張する権利を持つてゐる。この権利の主張はたゞ單に自分のわがまま勝手な利益のためにのみ許されるのではない。その主張がおのずと社會全體を益するという考のもとにされるべきである。一人一人の人間のこのような自由権の主張には、社會全體の利益増進という責任が伴つてゐるのである。前にも述べたように、いわゆる「権利は義務を伴う」のである。第三にこういつた権利を主張する方法は、あくまでも言論文章によつて相手方を納得させる方法を考えて、いやしくも自己の主張を通すために、腕力やその他の暴力を用いることは嚴重につつしまなければならない。人が集團をかたち作つてゐる時は、人々の性質も異り、立場もまちまちであるから、いろいろと異つた考を持つてゐる。従つて自分と異つた他人の考え方に対する対話はおおらかな考え方をもつこと、即ち寛容の精神を持つることが大切である。公平無私な氣持でよく聞き分けて、正しい判断をすることが大切である。そしてまた人の意見にやたらに引ずられて賛成する、即ち雷同するといふことは決して避けなければならない。

次にこのように色々ある主張を全體の意思として決定するには、その團體のものの多數の意見を全體の意見として取りまとめることが大切である。遂に多數決の方法が取られる。多數決で決定されたことはこれに

反対した少數の人々も快くこの決定に服従してこれを守らなければならない。これが遵法の精神といわれるものである。しかし多數派の意見が行われたからとて、少數派の意見を全然無視して省みないということがあつてはならない。これはある場所、ある時においては多數の意見が必ずしも正當でなく、少數の意見必ずしも間違つていないので、少數の意見必らずしも間違つていいということが往々あるからで、時と場所が變れば、かつては少數の意見であつたものが、多數の意見に變ることもある。事實進んだ正當な意見は、その初は小數の意見として現われるのが普通で、それが段々多數の意見に變つて、遂には社會全體の意見として行われるようになり、社會が進歩するのである。従つて多數派の人々でも、少數派の意見を尊重して、その主張を絶えず考の中に入れ自己の意見を反省する心構えが肝要である。かくしてこそ社會は好ましい發達を遂げるのである。

最後にこういつた色々な主張が議論せられて一つの正しい決定に落着くためには、みんなの話し合いが互に正々堂々と行われなければならぬ。これが民主主義の精神であるが、その根本は何といつても人間は人間であるがゆえに、お互同志尊敬しあい、いくしみあうと同時に、自分達の社會を段々よくするために、決して人委せにしないで自分のこととして自分の責任で行つてゆくということである。

ここに一例を擧げて後は諸君みずからの研究にお委せしよう。たとへば、諸君の學級ではきつと學

級常會というのがあるだらう。また學校には男の兒も女の兒もあり、村長さんの子供もいれば、お父様が會社や工場へ行つてゐる人もあり、農業や漁業に從事してゐる人もあるだらう。お金持の家もあればさほどでない家もあり、又學校の成績のよい人があれば、わるい人その他色々であらう。しかしこれらの子供達は級友としては全く平等である。こういつた平等な立場の級友が作つてゐる學級常會である。本好きの子供が最近は讀む本が少いために、一人一人がわざかな本を少ししか讀めないよりは、みなが少しずつ自分の本を持ちよつて學級文庫を作つたらどうかと申し出たとする。おそらくたいていの級友は、自分も本が讀みたいし、それに學級文庫ができれば便利だから賛成するだらうが、本を大切にする人がいて、友達に貸して汚くされたり、なくされたりするからいやすだと考へたとする。このような人は、大方の人が賛成しているから、反対するのも具合が悪いと感じても、直に自分の考を述べて見るが好い。すると學級文庫を作るには本の始末、即ち管理が大切だということにみなが氣つくことになる。たとえ自分の意見が少數の意見でも、正々堂々とのべて見れば、そこに學級文庫を作ることにあたり、それだけの進歩が見られるわけである。またなかには戦災のためか何かで、本はたくさん借りて読みたいけれども、自分が持ち出すことができないために、賛成したくても賛成できないといふ場合もあらう。そういう場合にも卒直に自分の考をのべるべきである。するとこういつた少數の人々の立場がはつきりして、こんな特別の人は本を持つて來なくてもよいという特別の例を作ることも學級文庫をもつことを多數できめたなら、それに従わねばならぬ。

とができるよう。またその人は、そういつた特例を認めてもらつたお禮に一番面倒な本の管理の仕事を自分にやらしてもらいたいと申しでたとする。すると、この學級文庫をつくるという相談は更に美しい話となるであらう。また中には兄さんや姉さんが讀んだ本をたくさん持つており、今も珍らしい本がどんどん手にはいるといううらやましい身分の人もあるであらう。こういつた人達は、自分自身は學級文庫なんかはさほど必要ではない。むしろ自分には無用の長物であるが、しかしそういつた場合にも學級文庫をもつことを多數できめたなら、それに従わねばならぬ。

このように常會で學級文庫が提案せられ、みなが各自の立場から自分の正しいと思うこと、利益と思ふことを包まずのべて、お互にそのよいところ悪い所を調べ合い、議論が分れた場合には十分議論をつくして、學級文庫を作るとか作らぬとかいう結論を話し合い多數の意見で決定する、その間に取交わされる色々の議論をよく冷静に聞き分けて正しい判断をするように努めねばならぬ。またあれは女の子だのに出しやぱりだとか、あいつはおれの意見に反対したからどうするというようなことはおよそ民主主義の精神に反するのである。またこゝに學級文庫を作ることが多數決で決つたとしても、色々な理由から反対した人、または反対したい氣持のある人があるということをよく察して、多數派の無理あしが行われることのないようにしなければならない。また不幸にして學級文庫を作ることが、何らかの理由で少數意見となり敗れたとしても、今まで賛成をしぶつてゐた人々をそれならば

賛成だと自分の考に引き入れ得るような辛抱と説明が必要である。そして時期が熟したと見極めたとき、再びこれを常會に提出して、今度こそは多數の賛成を得て學級文庫を作るという喜びを持つようになりたいと思う。(こういつた事柄の運び方が、いわゆる民主主義のやり方である。

諸君はよく運動競技の試合をするだらう。この際大切なことは徒に勝負にかかるなということである。試合には必ずそれを行うための規則があるが、試合をするものにとつて大切なことは、勝敗よりもむしろその規則を正しく守つて試合を行うということである。英語でいうスポーツマンシップとかフェアプレイという精神が尊い。これは民主主義社會のいわゆる遵法の精神に通ずるものである。一人一人の對等な人間が自由に話し合つて多數決できめたものは、自分が少數の意見であり自分には極めて不利益であつても、その決定にいさぎよく従うという遵法の精神が民主主義の本當の精神である。諸君は試合の際たゞ勝つことばかり氣をとられて、試合を公正に行うということをおろそかにすることがないだらうか。また勝ったときには他に迷惑をかける程法外に喜びうかれ、負けた時はくやしがつて我を忘れ、はては自分の力の足らないことをたなに上げて不公平だと不平をならし、審判官にくつてかゝるというようなことをしはしないだらうか。もちろん審判官といえども人である。時に誤りがないとはいえない。しかしいつたん自分達で審判官になつてもらつた以上、その人の立場を尊重して、その決定に服従するといふことが民主主義において大切な遵法の精神なのである。

次に何でもないことのようで大切なことは、民主主義の社會では人は色々な場面では人を導く立場に立つともあれば、また人に導かれる立場におかれることもあるということである。たとえば職業は會社の重い地位にある人であつて、會社では人を導く役にいても、自分の隣組町會では一會員として町會の役員の指示に従うということである。これは何でもないことのようであるが、民主主義の社會即ち平等の社會では社會の秩序を守る上に極めて大切な點である。諸君の學校生活でも、教室の勉強がよく出来る人必ずしも運動が上手とはいえない。また勉強や運動の方はさほどぬきんでていなくらう。要するに、人は自分の最も長所とするところで自分の屬している社會に盡し、また他人の長所は快くこれを認め、その長所を十分その人に働かしてもらつて自分達はその人の示すところに従うといふ點に民主主義の妙味がある。それで級友の中でもその長所はお互に認めあつて、その長所で學級全體、學校全體のために働き合うよう工夫してほしい。

このように運動競技や學級常會などにおいて、諸君が年少の頃から民主主義的な修養を積んでいれば、民主主義的な生活態度がほとんど自分の習性となつてしまふのである。そうすればこの習性はやがて大人となつて市町村や縣や國の政治を行う際にもおのずと民主主義的に行われてくるのである。わが國はこの新憲法で世界に先んじて國と國との間に争が起つた場合にも、決して戦争という暴力

手段に訴えないということを宣言したのである。思うにこの世から戦争がなくなつてしまふということとは人類全體の理想である。自然科學の發達は原子爆弾の發明に及んで、人類の文明的な社會そのものを滅亡の危機に追いこんだ。人類は今にして自覺めなければ一瞬にして滅亡するかも知れない。不幸にしてわれわれ日本民族は第二次世界大戰で侵略國と呼ばれ、敗戰國の要目にあつて、國際的に誠じて面白い立場に落された。しかしこういつた苦境から奮い立つて、一人の兵士一發の彈丸ももたないで平和日本の建設を世界に響かせるのである。かつての戰争を引き起した國が、これからは世界平和の使徒となるべき一步を踏み出したのである。この世界永遠の平和は國際間に民主主義を實現することによつて始めて可能であり、國際間の民主主義は國內の民主主義から、國內の民主主義は少國民の日常生活の民主化から生れ出てくる。これを簡単に言えば、日本全國の少國民諸君が新憲法の精神を自分の身につけねばよいということである。

日本全國の青少年諸君。平和な民主日本再建のため、永遠の國際平和樹立のため、新憲法の精神を研究し、それをそのまま日常生活に生かしていくではないか。